

2012年3月5日

mail ニュース

No.6・通巻271

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合

発行人 米山隆史
TEL 03-5381-0250

「国家公務員の賃金引き下げ法案成立に抗議する」書記長コメント

2012年3月2日

自治労連都庁職書記長 米山 隆史

2月29日、国家公務員賃金引き下げ法案が、参議院本会議で可決され成立しました。

同法案は、2011年度人事院勧告の平均0.23%削減を、昨年4月にさかのぼり実施して、12年、13年度に平均7.8%を削減するものです。さらに、地方公務員にも賃金引き下げの押し付けにつながりかねない条項が付則に盛り込まれています。

民主・自民・公明3党は、密室協議で合意したとして、労働組合の意見も聞かずに、衆参両院でわずか5時間の審議で採決を強行しました。

労働基本権を回復しないまま、その代償措置である人勧制度さえ無視して、賃金引き下げを議員立法で押しつけることは、「二重の憲法違反」です。政府の対応は、労使合意がなにより優先されるべき賃金決定を、使用者としての責任を放棄し議員立法で強行するという無責任きわまる対応と言わざるを得ません。

同時に、昨年5月の、連合・公務労協が政府との労使合意をもって、闘いを放棄したことに公務労働者・国民の強い怒りの声が起こっています。

国家公務員の大幅賃金引き下げは、地方公務員など600万人の賃金に影響を与え民間との賃金引き下げ競争を招くなど、内需をさらに冷え込ませ、財政悪化をもたらします。また、公務で働く労働者の生活を直撃し、生活設計の変更すら求められます。

今回の国家公務員賃金引き下げ法案の強行可決は、震災復興財源を口実にしていますが、実際には「社会保障と税の一体改革」での消費税増税への「露払い」として行われ、さらに、民自公三党は、衆議院比例定数削減による、民主主義の崩壊につながる暴挙を進めようとしています。

自治労連都庁職は、公務を含む全ての労働者と住民の暮らしを守る立場で、今回の賃金削減を地方へ波及させず、2012国民春闘で全ての労働者の賃金引き上げ、消費税増税をもくろむ「社会保障と税の一体改革」に断固反対しさらなる共闘を広げ運動を進めることを表明します。

以上